

第一 趣旨

この指針は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年労働省告示第八号）第四十七条の三の規定に基づき、派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成二十一年労働省告示第百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

また、労働者派遣法第二十四条の三の規定により派遣元事業主が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八十条の規定に基づき派遣元事業主が個人情報保護を適正に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定められたものである。

第二の二の（一）（標題を含む。）中、「雇用契約」を「労働契約」に改める。

第二の八を次のように改める。

八 派遣労働者の雇用の安定及び福祉の増進等

（一） 有期雇用派遣労働者等の期間を定めずに雇用される労働者への転換の推進

派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条の規定による措置を講ずるに当たっては、当該措置の対象となる派遣労働者又は派遣労働者となる者（以下「派遣労働者等」という。）に対し、労働契約の締結及び更新、賃金の支払等の機会を利用し、又は電子メールを活用すること等により、同条各号に掲げる期間を定めずに雇用される労働者への転換を推進するための措置の派遣労働者等の希望を把握するよう努めること。

（二） 派遣先の労働者との均衡に配慮した取扱い

イ 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の賃金の決定に当たっては、労働者派遣法第三十条の二第一項の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、能力若しくは経験等を勘案するよう努めること。また、派遣元事業主は、派遣労働者の職務の成果、意欲等を適切に把握し、当該職務の成果等に応じた適切な賃金を決定するよう努めること。

ロ 派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮した結果のみをもって、当該派遣労働者の賃金を従前より引き下げること。取扱いは、労働者派遣法第三十条の二第一項の趣旨を踏まえた対応とはいえないこと。

ハ 派遣元事業主は、労働者派遣法第三十条の二第二項の趣旨を踏まえ、労働者派遣に係る業務を円滑に遂行する上で有用な物品の貸与や教育訓練の実施等を始めとする派遣労働者の福利厚生等の措置について、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先に雇用される労働者の福利厚生等の実状を把握し、当該派遣先に雇用される労働者との均衡に配慮して必要な措置を講ずるよう努めること。

（三） 派遣労働者等の適性、能力、経験、希望等に適合する就業機会の確保等

派遣元事業主は、派遣労働者等について、当該派遣労働者等の適性、能力、経験等を勘案し、最も適合した就業の機会を確保するとともに、就業する期間及び日、就業時間、就業場所、派遣先における就業環境等について当該派遣労働者等の希望と適合するよう就業機会を確保するよう努めなければならないこと。また、派遣労働者等は、その有する知識、技術、経験等を活かして就業機会を得ていることに鑑み、派遣元事業主は、就業機会と密接に関連する教育訓練の機会を確保するよう努めなければならないこと。

第二の十の（一）のイ中、「及び能力」を、「能力及び経験」に、派遣労働者となる者及び派遣労働者（以下「派遣労働者等」という。）を、「派遣労働者等」に改め、同（一）の二中、「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同十の（三）中（平成十五年法律第五十七号）を削る。

第二の十一の（一）中、「派遣労働者又は派遣労働者となる者」を、「派遣労働者等」に改める。

第二の十三の標題中、「公開」を、「提供」に改め、同十三の本文中、「派遣料金の額、派遣労働者の賃金の額、教育訓練その他事業運営の状況」を、「労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合、教育訓練に関する事項等」に、「公開」を、「事業所への書類の備付け、インターネットの利用その他の適切な方法により提供」に改める。

○厚生労働省告示第四百七十五号  
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年労働省告示第八号）第四十七条の三の規定に基づき、派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成二十一年労働省告示第百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

第一中、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）に改める。

第二の六の（四）中、「当該労働者派遣契約に（一）に掲げる事項の定めがない場合であっても」を削る。

第二の九の（一）中「また、派遣先は」の下に、「労働者派遣法第四十条第三項の規定に基づき」を加え、応じ、派遣労働者」を「応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務に、福利厚生等」を「賃金水準、教育訓練、福利厚生等」に、提供する等の」を「提供するとともに、派遣元事業主が当該派遣労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定できるよう、派遣元事業主からの求めに応じ、当該派遣労働者の職務の評価等」に改める。

○厚生労働省告示第四百七十六号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年労働省告示第八号）第四十七条の三の規定に基づき、日雇派遣労働者の雇用の安定等に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年八月十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第一中、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律）に、日々又は三十日以内の期間を定めて雇用される者（以下「日雇派遣労働者」という。）を「日雇労働者（労働者派遣法第三十五条の三第一項に規定する日雇労働者をいう。以下単に「日雇労働者」という。）に改める。

第二の（一）中「日雇派遣労働者」の下に、「労働者派遣の対象となる日雇労働者をいう。以下同じ。」を加える。

第二中四を五とし、第二の三（標題を含む。）中、「雇用契約」を「労働契約」に改め、第二中三を四とし、二の次に次のように加える。

三 労働契約の締結に際して講ずべき措置

派遣元事業主は、労働者を日雇派遣労働者として雇入れようとするときは、当該日雇派遣労働者が従事する業務が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十一年政令第九十五号）第四十一条各号に掲げる業務に該当するかどうか、又は当該日雇派遣労働者が同条第二項各号に掲げる場合に該当するかどうかを確認すること。

第四の二中、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則」を、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則」に改め、同三中、「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第六の（一）中、「第三十条」を「第三十条の三」に改める。

第八を次のように改める。

第八 安全衛生に係る措置

一 派遣元事業主が講ずべき事項

（一） 派遣元事業主は、日雇派遣労働者に対して、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十九条第一項に規定する雇入れ時の安全衛生教育を確実に実施しなければならないこと。その際、日雇派遣労働者が従事する具体的な業務の内容について、派遣先から確実に聴取した上で、当該業務の内容に即した安全衛生教育を行うこと。

（二） 派遣元事業主は、日雇派遣労働者が労働安全衛生法第五十九条第三項に規定する危険有害業務に従事する場合には、派遣先が同項に規定する危険有害業務就業時の安全衛生教育を確実に実施したかどうかを確認すること。